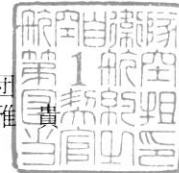


入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅



1 工事概要

- (1) 工事名 隊庁舎屋上防水工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊御前崎分屯基地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
・概要: 隊庁舎の既設シート防水層を撤去し、ルーフィングシート防水による屋上防水を実施する。
- (4) 工期 契約締結日～令和6年3月31日
- (5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「防水」でA級、B級又はC級、又は「建築一式」でA級、B級、C級又はD級の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び申請書記載の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (7) 情報保全にかかる履行体制について懸念が存在する者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市西区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)会計隊契約班(細山田(ほそやまだ))
TEL 053-472-1111(内線3765)
FAX 053-472-7735
- (2) 入札説明書等の交付
ア 令和5年6月27日から令和5年8月8日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
イ 交付場所
(1)に同じ
ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの
エ 交付方法
手交
なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

- (3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
- ア 提出期限
令和5年7月14日午後5時00分
 - イ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。
- (4) 入札書等の提出期限等
- ア 提出期限
令和5年8月2日午後5時00分
 - イ 工事費内訳明細書
工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送等
- (5) 開札の場所及び日時
- ア 日時 令和5年8月9日午前10時30分
 - イ 場所 浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書(入札説明書第7項第1号に示すもの)又はその写しを提出する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約(1年間)を付したものに限り。)を付すものとする。この場合の保証金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 適用する条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。

一 般 仕 様 書

1 適用範囲	<p>(1) 本仕様書は、航空自衛隊御前崎分屯基地の各種請負工事施工に関する一般的共通事項を表すものである。</p> <p>(2) 本工事の施工は、公共工事標準仕様書等、設計図に基づいて施工する。特記仕様書、設計図に記載されている事項のうち、本仕様書と相違ある場合は特記仕様書及び設計図によるものとする。</p>
2 疑義	<p>工事において、図面と仕様書との内容に相違ある場合や、明示のない場合又は疑いが生じた場合には監督官と協議し、それに従い施工するものとする。</p>
3 軽微な変更	<p>工事施工に際し現場の収まり、取り合わせ等のため軽微な変更を必要とする場合、請負者は監督官と協議し、それに従い施工するものとする。</p>
4 工程表及び施工計画	<p>(1) 請負者は、工程表を監督官に提出して施工の順序及び方法について承認を受けなければならない。また、承認を得た工程表どおり実施できるよう工程管理に努めなければならない。</p> <p>(2) 工程の変更が必要となったときは、その都度監督官の承認を受けて修正するものとする。</p>
5 工事発生材	<p>工事施工により生じた発生材は、監督官の指示に従い指定場所に集積し部隊側で定める発生材調書を添えて、監督官の指定する日時に引き渡すものとする。</p>
6 材料管理	<p>(1) 工事に使用する各種工事材料は、工程表に従い工事の進捗に支障のないよう手配するものとする。</p> <p>(2) 現場に搬入された材料は、監督官の検査を受け、合格した材料は、監督官の指示する場所に整理し、随時点検できるようにして置くものとする。また、材料検査で不合格となった材料は速やかに搬出しなければならない。</p> <p>(3) 現場搬入時の検査に合格した材料であっても、使用時において監督官が変質又は不良品と認めるものは使用することができない。 この場合、使用不能の材料は速やかに交換の処置を講じるものとする。</p> <p>(4) 材料の現場管理は十分に行うものとし、盗難紛失等のあった場合は請負者の責任において処置するものとする。</p> <p>(5) 請負者は工事中、絶えず品質の管理を行うものとする。</p>
7 施工確認及び工事写真	<p>(1) 工事施工開始後、主要な工事段階の区切り目及び完了時並びに監督官の指示した所や埋設箇所等で外部から見えなくなる部分については、必ず監督官の施工確認を受けるものとする。</p> <p>(2) 請負者は、監督官の指示に従って、工事施工前、施工中、施工後、使用材料及び工事竣工後外部から明示できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階などの施工状況を撮影し、監督官に提出するものとする。</p>
8 工事現場管理	<p>(1) 工事現場の規律に関しては、工事に関する諸法規を遵守するとともに監督官の指示に従うものとする。</p> <p>(2) 工事施工中の請負者は、監督官の許可なくして流水、交通及び通信等の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>(3) 工事現場への労務者等の出入りの監視、風紀、衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について、請負者は責任を持って十分注意を払うものとする。</p>

	<p>(4) 工事現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行うものとする。</p> <p>(5) 工事箇所及び周辺にある既設構造物に対し、工事施工に伴い損傷を与えないよう、相当の防護をしなければならない。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において完全復旧するものとする。</p> <p>(6) 豪雨、出水、強風その他天災に対し平素から防災対策を行うとともに気象予報等について十分注意を払い、常に万全の処置を講じるよう準備するものとする。</p> <p>(7) 工事現場が危険なため、一般の立ち入りを禁止する必要がある場合は、その地域に適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をするものとする。</p>
9 危険物の取扱い	危険物の取り扱いについては、関係法令の定めるところに従い万全の処置を講じるものとする。
10 作業時間	作業時間は、原則として平日の0815～1700の間とし、作業時間の延長、又は夜間あるいは休養日又は休日に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督官の承認を得るものとする。
11 工事検査	<p>(1) 工事が完成した場合は、工事完成検査を実施する。また、必要に応じて中間検査を行うものとする。検査には、請負人又は現場代理人が必ず立ち会わなければならない。</p> <p>(2) 工事完成検査において不合格を指摘された箇所は請負人の負担において、検査官が指示する期間内に手直しを行うものとする。</p> <p>(3) 検査により不合格の箇所は、手直し終了後再検査を受けなければならない。</p>
12 提出書類	<p>請負者は、次の書類のうち監督官が指示する様式の書類を、指定期日までに提出するものとする。</p> <p>ア 工事入門許可申請書</p> <p>イ 工事工程表</p> <p>ウ 工事着工届</p> <p>エ 現場代理人及び主任技術者設定通知書</p> <p>オ 工事材料品質証明書</p> <p>カ 工事写真</p> <p>キ 工事完了調書</p> <p>ク 工事完成通知及び工事完成検査願</p> <p>ケ 引き渡し書</p> <p>コ 発生材調書</p>
13 後片付け	工事が終了したときは、後片付け、清掃及び仮設物等の撤去を行わなければならない。
14 その他	<p>(1) 請負者は、工事中監督官と緊密な連絡を取り十分協議し、工事に関しては良心的な工事施工を旨とし、円滑な工事の進捗を期するものとする。</p> <p>(2) 請負者は、工事の内容に応じた安全施策を講じ災害の防止を図るものとする。</p> <p>(3) 立入禁止区域等への立ち入りについては、部隊の規則に従って申請し立入ること。また、デジタルカメラ等を使用する場合にも同様に申請し、監督官の許可を得て撮影すること。</p>

特記仕様書

- 1 工事名称 隊庁舎屋上防水工事
- 2 工事場所 航空自衛隊御前崎分屯基地
- 3 工事期間 契約締結日 ～ 令和6年3月31日
- 4 工事概要 隊庁舎の既設シート防水層を撤去し、ルーフィングシート防水による屋上防水を実施する。
- 5 共通事項
 - (1) 特記仕様書、図面に記載されていない事項は、以下を適用する。
 - ア 御前崎分屯基地工事一般仕様書
 - イ 令和4年版 公共建築工事改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ウ 令和4年版 公共建築工事改修工事標準仕様書（電気設備編）
 - (2) 本工事に使用する製品等は、既設を基準としたメーカー仕様の同等品以上とする。また、使用製品の一覧表を監督官に提出し、指示を受けるものとする。
 - (3) 現場代理人は、原則的に作業中は常駐とする。また、現場代理人が資格を有しない場合は、主任技術者を選任させ作業中は常駐とする。
 - (4) 品質保証期間は、10年とする。
- 6 工事に関する要求事項
 - (1) 仮設工事
 - ア 施工場所の養生及び清掃を行うものとする。
 - イ 一日の作業終了後は、降雨等に対して漏水のないようにシート等の養生を行うものとする。
 - ウ 足場は隊庁舎南側に設置し、防災ネットを使用するものとする。
 - (2) 撤去工事
 - ア シート防水は、立上り及び押え金物を含めて全て撤去するものとする。
 - イ シーリング材は基礎周りを撤去するものとする。
 - ウ ドレン、脱気筒は全て撤去し、新設するものとする。
 - エ ケレン等により下地処理を行うものとする。
 - (3) 防水工事
 - ア 屋上防水はシート（JIS A 6008）の同等品により施工するものとする。

イ シート防水は、塩化ビニル樹脂系シート防水工法・機械固定(S-M2)により施工するものとする。

ウ アルミ笠木(直線・コーナー部)は撤去後再使用するものとする。

エ 防水層の端末部に押え金物を取り付けるものとする。

オ ドレンの規格は陸屋根用縦形(差し込み式)とするものとする。

(4) 電気工事

ア 電線管、電線、プルボックスは、撤去し新設するものとする。

イ 電線管①についてはG28・G16を、電線管②についてはG28・G22・G16を使用するものとする。

ウ プルボックスには、カップリングを取付けておくものとする。

エ 電線管及びプルボックスの嵩上げ用ブロック類は撤去し、再設置するものとする。

エ 照明器具及び配線は全て撤去し、元の場所に再取り付けするものとする。

オ 支持柱、アンテナマスト、支線は撤去し、官側に引き渡すものとする。

(5) 発生材

ア 本工事により発生した発生材は、産業廃棄物管理伝票(マニフェスト伝票)のコピーを監督官に提出するものとする。

イ 本工事により発生した金属類は、監督官の指示する場所に運搬、集積のうえ発生材調書を作成し、監督官に提出するものとする。

(6) 負担区分

ア 本工事において使用する部品、材料及び各種手続き等は、全て契約相手方負担とするものとする。

イ 本工事において不具合事項を発見した場合は、監督官へ速やかに報告するものとする。

(7) 数量表

工事種別	工種	名称	摘要	数量	単位	
建築工事	仮設	墨出し		863.99	m ²	
		養生		863.99	m ²	
		整理清掃後片付け		863.99	m ²	
		枠組本足場	手すり先行方式	31.61	m ²	
		仮設材運搬		31.61	m	
		資材荷上げ荷卸し		4	日	
		産廃	産廃処分運搬		1	式
	撤去	シート防水撤去	押え金物含む	900.51	m ²	
		シーリング撤去		17.6	m	
		アルミ笠木撤去再設置	直線	128.32	m	
			コーナー	8	箇所	
		脱気筒撤去		8	箇所	
	ドレン撤去		8	箇所		
	防水	下地処理		900.51	m ²	
		合成高分子ルーフィングシート防水 (平面・立上り)	塩化ビニル樹脂系シート 機械的固定工法	900.51	m ²	
		押え金物取付		128.32	m	
		脱気筒取付		12	箇所	
		ドレン取付	JCW 301	8	箇所	
	電気工事	撤去	支持柱撤去		2	本
			アンテナmast撤去	止め金具含む	1	本
			支線撤去		6	箇所
電線管撤去			厚鋼電線管(G16) 露出	53	m	
			厚鋼電線管(G22) 露出	8.72	m	
			厚鋼電線管(G28) 露出	53	m	
電線撤去				229.44	m	
配線撤去再使用				5.4	m	
プルボックス撤去				4	箇所	
照明器具撤去再使用			LED・投光器(LED)	4	箇所	
屋上露出配管用ブロック撤去再設置			29	個		
プルボックス用ブロック撤去再設置			4	個		
配管		電線管設置	厚鋼電線管(G16) 露出	53	m	
	厚鋼電線管(G22) 露出		8.72	m		
	厚鋼電線管(G28) 露出		53	m		
	600V絶縁電線設置	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE) 管内配線(1.6mm ² ~100mm ²)	229.44	m		
プルボックス設置	露出型(鋼板製) 溶融亜鉛めっき	4	個			

7 監督、検査

- (1) 作業は、全て監督官の指示により実施するものとする。
- (2) 作業終了後、監督官が立会い機能試験を実施し、検査官の検査を受けること。
- (3) 契約相手方は、作業実施中に監督官の指示により黒板等に作業内容等を記載し、撮影するものとする。
- (4) 撮影した写真及びデータは、工事完了後すべて破棄し、流出防止に努めること。

8 安全管理

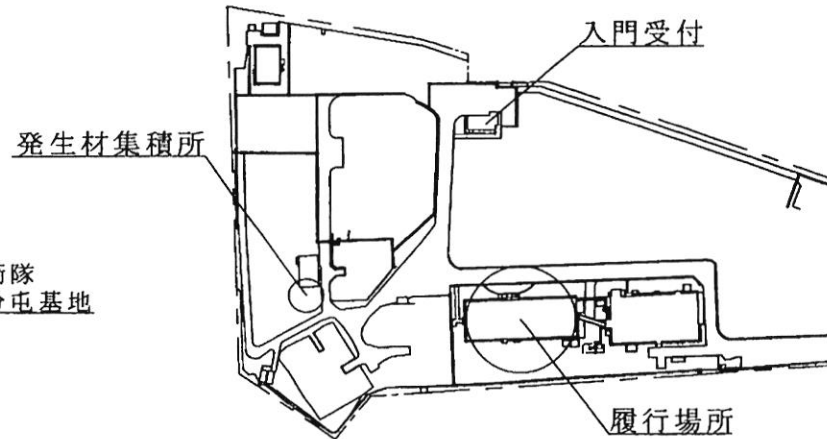
- (1) 契約相手方は作業安全に十分注意するとともに、事故防止に努めること。
- (2) 事故等が発生した場合の対応要領については、事前に監督官と協議するものとする。
- (3) 作業中事故が発生した場合は、契約相手方の責任において対応するとともに、係る費用について、全て契約相手方負担とするものとする。

9 その他

- (1) 工事に際しては、関係法令で定められた事項について遵守するものとする。
- (2) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議し、その指示を受けるものとする。

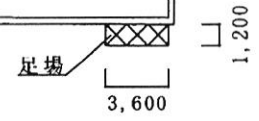
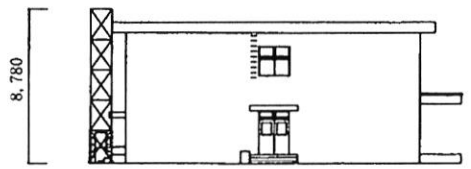
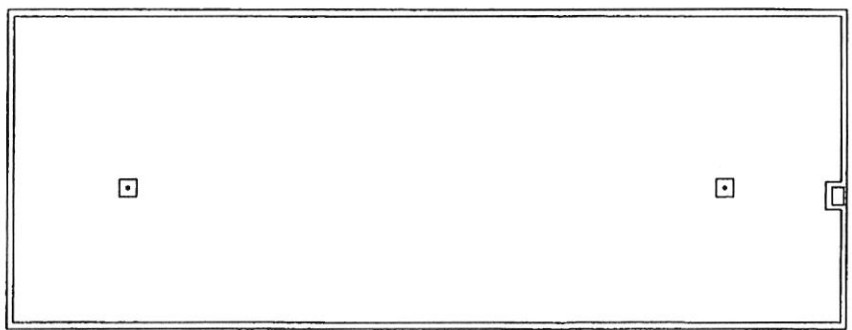
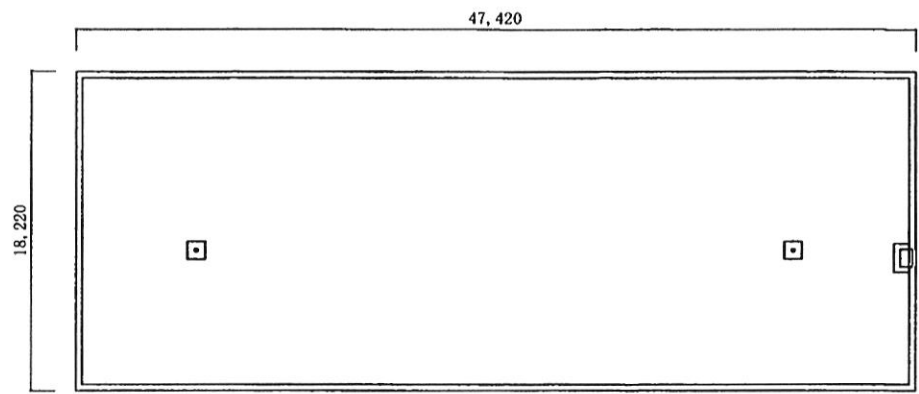


配置図 S = 1 / 1200



配置図 S = 1 / 3000

5年6月13日	尺度 図示	件名	隊庁舎屋上防水	図番
航空自衛隊御前崎分屯基地	図面 名称	施工場所案内図、配置図		1/5



施行範囲

【墨出し・養生・整理清掃後片付け】

$47.42\text{m} \times 18.22\text{m} = 863.9924\text{m}^2 \approx \underline{\underline{863.99\text{m}^2}}$

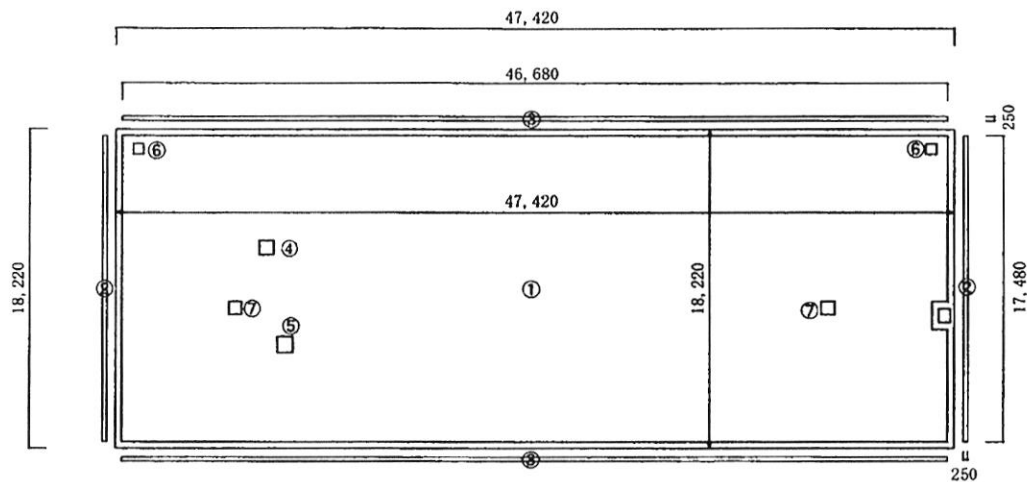
【枠組本足場】

$3.6\text{m} \times 8.78\text{m} = 31.608 \approx \underline{\underline{31.61\text{m}^2}}$

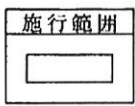
【資材荷上げ・荷卸し】

荷上げ(2日)+荷卸し(2日) = 4日

5年6月13日	尺度 1/400	件名	隊庁舎屋上防水	図番
航空自衛隊御前崎分屯基地	図面名称	整理清掃後片付け・足場		2/5



S = 1 / 400



【シート防水撤去・下地処理
・合成高分子系ルーフィングシート防水】

平面

① : $47.42\text{m} \times 18.22 = 863.9924\text{m}^2 \div 863.99\text{m}^2$

立上り

② : $17.48\text{m} \times 0.25\text{m} \times 2\text{箇所} = 8.74\text{m}^2$

③ : $46.68\text{m} \times 0.25\text{m} \times 2\text{箇所} = 23.34\text{m}^2$

④ : $0.8\text{m} \times 0.3\text{m} = 0.24\text{m}^2 \times 4\text{面} = 0.96\text{m}^2$

⑤ : $0.9\text{m} \times 0.15\text{m} = 0.135\text{m}^2 \times 4\text{面} = 0.54\text{m}^2$

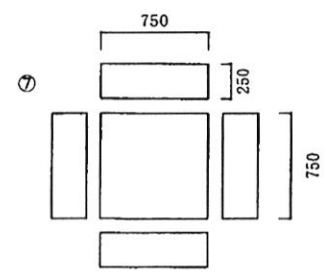
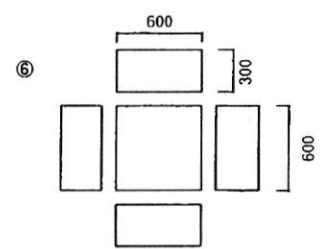
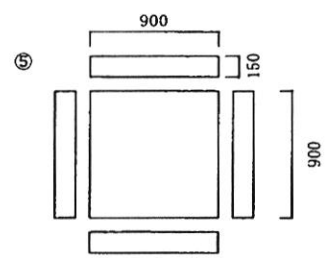
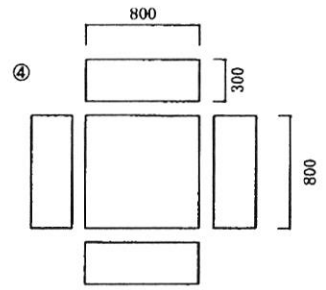
⑥ : $0.6\text{m} \times 0.3\text{m} = 0.18\text{m}^2$
 $0.18\text{m}^2 \times 4\text{面} \times 2\text{箇所} = 1.44\text{m}^2$

⑦ : $0.75\text{m} \times 0.25\text{m} = 0.1875\text{m}^2$

$0.1875\text{m}^2 \times 4\text{面} \times 2\text{箇所} = 1.5\text{m}^2$

立上り計 : $②+③+④+⑤+⑥+⑦ = 36.52\text{m}^2$

合計 : $①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ = 900.51\text{m}^2$



S = 1 / 50

【シーリング撤去】

④ : $0.8\text{m} \times 4\text{面} = 3.2\text{m}$

⑤ : $0.9\text{m} \times 4\text{面} = 3.6\text{m}$

⑥ : $0.6\text{m} \times 4\text{面} \times 2\text{箇所} = 4.8\text{m}$

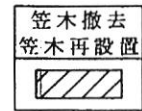
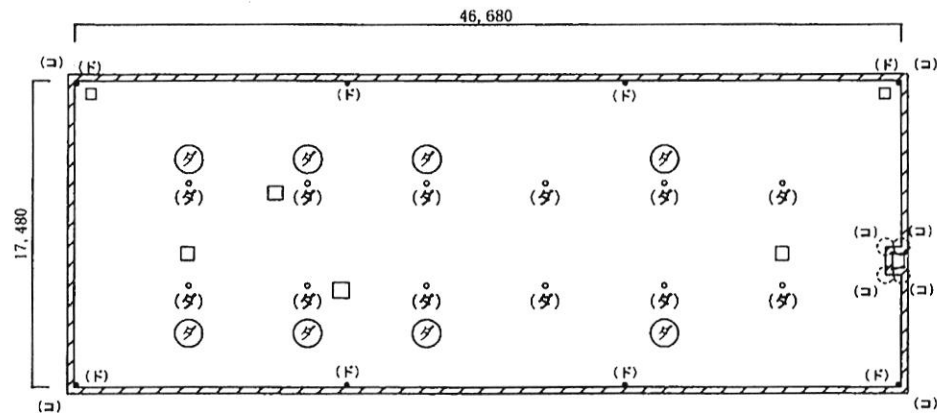
⑦ : $0.75\text{m} \times 4\text{面} \times 2\text{箇所} = 6\text{m}$

合計 : $④+⑤+⑥+⑦ = 17.6\text{m}$

【発生材運搬・処分】

1式

5年6月13日	尺度 図示	件名	隊庁舎屋上防水	図番
航空自衛隊御前崎分屯基地	図面 名称		下地処理・防水	3/5



凡例 (ド) : ドレン

ㄨ : 撤去脱気筒

(ㄨ) : 設置脱気筒

(コ) : コーナー

【アルミ笠木撤去・再設置】

17.48m+17.48m+46.68m+46.68m = 128.32m

【アルミ笠木コーナー金物撤去・再設置】

(コ) : 8箇所

【押え金物取付】

46.68m+46.68m+17.48m+17.48m = 128.32m

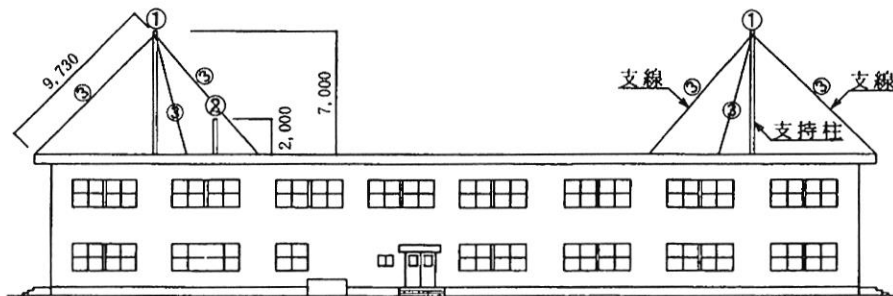
【ドレン撤去・設置】

(ド) : 8箇所

【脱気筒撤去・設置】

ㄨ : 撤去8箇所

(ㄨ) : 設置12箇所



【支持柱撤去】

① 支持柱 (7m) = 2本

【アンテナマスト撤去】

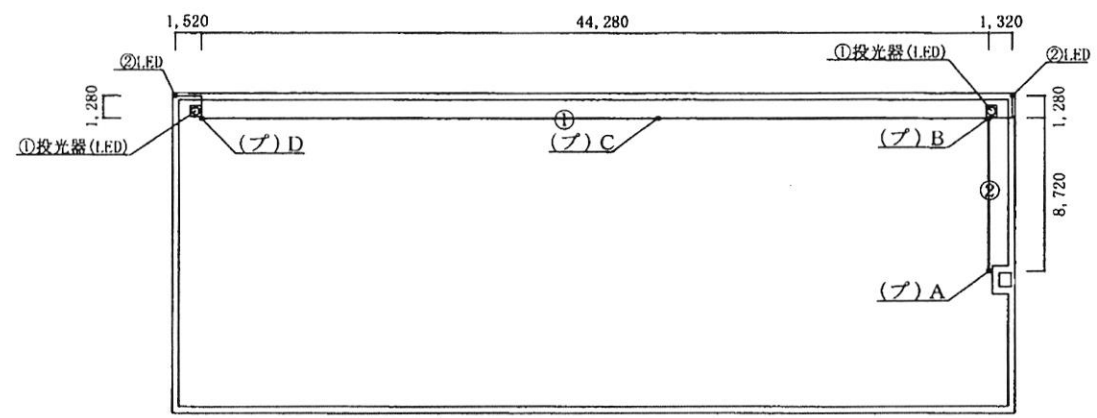
② アンテナマスト (2m) = 1本

【支線撤去】

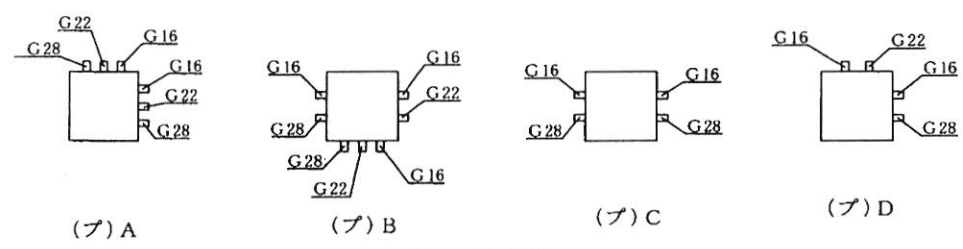
③ 支線 = 6箇所

5年6月13日	尺度 1/400	件名	隊庁舎屋上防水	図番
航空自衛隊御前崎分屯基地	図面 名称	支持柱撤去・金物撤去設置		4/5

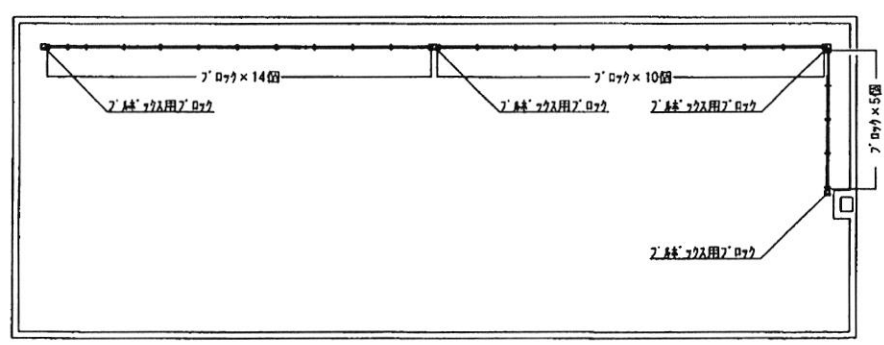
凡例 (ブ) : プルボックス



S = 1/400



S = 1/20



S = 1/400

【電線管撤去・設置】

- G16 : ①44.28m+②8.72m = 53m
- G22 : ②8.72m = 8.72m
- G28 : ①44.28m+②8.72m = 53m

【電線撤去・設置】

①44.28m x 4本 + ②8.72m x 6本 = 229.44m

【配線撤去・再取付け】

1.28m+1.52m+1.32m+1.28m = 5.4m

【プルボックス撤去・設置】

4箇所

【照明撤去再取付け】

- ①投光器(LED) : 2箇所
- ②LED : 2箇所
- 合計 : ①+② = 4箇所

【屋上露出配管用ブロック撤去・再設置】

14個+10個+5個 = 29個

【プルボックス用ブロック撤去・再設置】

4個

5年6月13日	尺度	件名	隊庁舎屋上防水	図番
	図示			
航空自衛隊御前崎分屯基地	図面	配管工事		5/5
	名称			